

## 第136回 統計委員会 議事概要

1 日 時 平成31年4月26日（金）13:00～15:05

2 場 所 三田共用会議所 3階大会議室

3 出席者

### 【委員】

西村 清彦（委員長）、北村 行伸（委員長代理）、河井 啓希、川崎 茂、西郷 浩、  
嶋崎 尚子、白波瀬 佐和子、永瀬 伸子、中村 洋一

### 【幹事等】

内閣府大臣官房総括審議官、総務省政策統括官（統計基準担当）、財務省大臣官房総合政策課経済政策分析官、文部科学省総合教育政策局調査企画課長補佐、厚生労働省政策統括官（総合政策、統計・情報政策、政策評価担当）、農林水産省大臣官房統計部長、経済産業省大臣官房調査統計グループ長、国土交通省大臣官房政策立案総括審議官

### 【審議協力者】

内閣府経済社会総合研究所長、内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官、総務省統計局統計調査部調査企画課長、日本銀行調査統計局参事役、東京都総務局統計部調整課課長代理

### 【事務局（総務省）】

横山大臣官房審議官、平野大臣官房審議官

統計委員会担当室：櫻川室長、肥後次長、永島次長、阿南次長、上田次長

政策統括官（統計基準担当）：三宅政策統括官、北原統計企画管理官、  
澤村統計審査官

4 議 事

- （1）諮問第127号の答申「賃金構造基本統計調査の変更について」
- （2）諮問第130号「港湾調査の変更について」
- （3）部会の審議状況について
- （4）統計委員会専門委員の発令等について
- （5）毎月勤労統計調査について
- （6）「国が実施する統計調査に関する提案」の状況について
- （7）平成31年度統計リソースの状況について

5 議事概要

- （1）諮問第127号の答申「賃金構造基本統計調査の変更について」

白波瀬人口・社会統計部会長から、資料1-1に基づき、答申案の内容説明が行われ、原案のとおり採択された。また、厚生労働省から、4月25日開催された点検検証部会第1ワーキンググループ提出資料に基づき、集計事項の一部が未公表・未集計となっていたことについて、報告が行われた。

主な発言は以下のとおり。

- ・ 集計事項の一部が未公表・未集計となっていたことは遺憾であり、部会審議を終えたこの時点で報告を受けることに複雑な思いである。行き着くところはガバナンスの問題であり、調査計画に問題があるのであれば、遺漏なく変更申請が調査実施府省からあって然るべきと思う。本件がそのようにならず、統計の信頼を下げることになったことは、極めて遺憾である。また、調査計画のとおり実施できなかったことについては、分かりやすく情報公開することが必要なのではないかと。対応が非常に硬直的なため、問題が埋もれてしまったという印象が否めないと思うので、今一度しっかり検証していただきたい。
- ・ 4月25日の点検検証部会のWGにおいて、公表漏れの報告及び質疑が行われた。その際は、単純ミスであるにもかかわらず、なぜ気づかなかったのか、ダブルチェックが不十分なのではないかなどの質問が出された。本件については、単純なミスであり、行政上の影響も大きくないということであった。いずれにしろ、今回の政府統計におけるガバナンスの在り方などについて、点検検証部会で検証する際には、今回起こったことが今後起こらないような視点で臨みたい。
- ・ 未公表・未集計の問題は、調査実施後の次の段階の問題である。翻って、今回のことが答申案の内容を左右する問題ではないものと解釈している。
- ・ 外国人労働者に関する調査は、在留資格や国籍などの属性を考慮せず、調査対象を選定するということか。行政記録情報から国籍や他の属性は分からないのか。
  - 在留資格については、人数ベースでは職業安定局が報告を求め、集計しているが、賃金の情報がないので、今回初めて把握するものである。国籍などの属性については情報がない。
- ・ 事業所が外国人労働者を何人雇っているかというデータはあるのか。それは、調査に利用しないのか。
  - データはある。そういうものを参照しながら、調査結果の検証は可能と考えている。
- ・ 調査結果の分析や実態把握は慎重に行う必要があり、できるだけ広範なバックデータで検証しないと、結果自体の意味付けも分からない。ただ、今回は極めて明確に、在留資格の観点から賃金を見たいということである。また、部会では、国際的な研究という観点では、在留資格よりも国籍の把握が重要ではないかという議論もあったが、国籍を含む外国人労働者の検証に堪え得るような調

査設計は、今後考えていくこととしている。

・調査票は、多言語に対応しているのか。  
→雇用されている労働者の状況を雇用主に記載いただくものであり、日本語が理解できる方に記入いただくことを前提としている。

・今回の変更計画は、喫緊に対応が必要な事項に特化したものであり、2020年調査以降に予定されている抜本的な調査計画の見直しに向けた過渡的な変更と位置づけられる。一部修正点や課題の指摘を行うこととしているが、その変更については、承認して差し支えないものとする。

賃金構造基本統計調査については、承認を受けた調査計画と異なる調査方法等により実施されていた実態について、1月の統計委員会において厚生労働省から報告があったが、今回の諮問審議の過程において、郵送調査の開始時期やその地域的拡大の経緯等の解明に至らなかったことは、大変残念である。このため、調査方法の変更による調査結果への影響について、詳細に評価することは難しいと考えるが、調査実施者においては、調査結果の利活用上の注意点として、過去の調査において、調査方法を変更して実施していたことを、統計利用者に対して情報提供することが必要と考える。

本調査については、来年2020年調査以降の計画の変更について、公的統計基本計画で示された課題への対応を含め、抜本的な見直しを行い、早ければ今年6月にも改めて諮問が行われる予定なので、厚生労働省においては、より適切な調査計画となるよう、見直し・改善に向けた検討を引き続き、しっかりと進めていただくようお願いする。

また、この検討に当たっては、今回確認された一部未公表・未集計となっている集計事項の在り方についても、点検検証部会における審議状況も踏まえ、調査事項の在り方と併せて、しっかりと検討していただきたい。

統計委員会としては、6月以降の諮問審議の中で、その検討結果を確認したい。

## (2) 諮問第130号「港湾調査の変更について」

総務省から、資料2-1、2-2に基づき説明が行われ、審議はサービス統計・企業統計部会に付託されることとなった。

主な発言は以下のとおり。

・本調査は、月次調査の結果公表に8か月程度の遅れが生じていることから、調査結果の利活用面への支障や、早期提供が求められる情報の有無といった観点からの審議が重要となっている。今回、東京都の港湾管理者に事前ヒアリングを行い、現場の声も踏まえた検討を行うことは、大変良い取組である。

また、点検検証部会の審議とも関連するかもしれないが、月次調査の必要性や、現在の調査システムの改善による公表の早期化といった観点からも審議してい

ただきたい。

(3) 部会の審議状況について

《点検検証部会》

河井点検検証部会長から、同部会ワーキンググループ会合の審議状況及び部会の今後の進め方について報告された。

主な発言は以下のとおり。

- ・統計部門から省内の他の組織へ行く応援とは、どういうものか。
- 統計部局が、省内の政策部局に対して、統計の作成や利活用などの技術的な支援をする取組を行っているという府省があった。

(4) 統計委員会専門委員の発令等について

西村委員長から、資料4-1、4-2に基づき、統計委員会専門委員の発令についての報告及び部会に属すべき専門委員の指名がなされた。

(5) 毎月勤労統計調査について

厚生労働省から、資料5-1に基づき、2004年から2011年までの遡及推計に係る検討結果について説明が行われた。その後、事務局（統計委員会担当室）から、資料5-2に基づき、2004年から2011年までの遡及推計に係る論点整理・分析結果について報告が行われた。

主な発言は以下のとおり。

- ・事務局の提案は良く整理されているという印象。ただし、資料5-2の10ページの23産業の合計から19産業を差し引いたときに適正な値が出るか。東京都と全国のデータの平そくの問題はあるが、論議としてはこれで良い。産業分類の変更の点は、提示されたようにやれば、どちらの案分データを使っても良いのではないか。問題はこれを実行するに当たって、どれだけのリソースを投入しなければいけないかという点である。
- 確かに10ページ目が問題。残差になってしまうのは、製造業については、東京都の労働者数のデータが公表されておらず、推計になっているということである。平均賃金から賃金総額を計算して19産業分を差し引いた賃金総額から、労働者数で割って平均賃金を計算するので、労働者数のわずかな誤差が推計に影響する可能性がある。この辺りは実際に厚生労働省に計算をしてもらって、全体で矛盾せず、調査産業合計や製造業合計に不突合がないように、鉄鋼や化学の数字を上手く収める調整作業が必要と考えている。実際に数字を持つ厚生労働省が具体的に検討するしかないと考えている。

- ・普通はサンプリングをし直して、最終的にどのくらいの誤差が出るのか、誤差を最小にしていくかというやり方になる。どういうフレームワークであるの  
が良いか、どうやって上手く説明するのが問題である。あまり複雑なことを  
やっても説明ができなければ困る。実際には、実査のデータを持っている  
厚生労働省と事務局の間でやりとりをしながら進めていくのではないかと  
思う。
- ・結論には達していないが、毎月勤労統計の2004年から2011年までの遡及推計に  
ついて、本日の説明と議論によって、かなり進展したと高く評価したい。追  
加的な検討が必要であり、先ほどの意見もあり直ちに遡及推計できるところ  
には至っていないが、推計の障害となっていたデータ不足について、多くの  
部分で克服でき、遡及推計が実現できる展望がかなり強く持てる。これら現  
状認識を踏まえて、厚生労働省におかれては、対応を願いたい。

3番目の「平成22年以前の雇用保険データ」については、従来公表値の母集  
団労働者数から逆算可能であるとの結論が得られた。厚生労働省の資料でも、  
計算プロセスが提示されており、この手順に沿って推計を進め、次回の統計  
委員会で推計の進捗状況や推計結果について、報告を願いたい。復元は可  
能だが、細かい調整もあるため、その点を含め、報告を願いたい。

2番目の「新産業分類への変更に対応した抽出率の推計」については、全41  
産業のうち、ほとんどの産業については、旧産業分類の抽出率をそのまま当  
てはめることで対応が可能であり、新たな推計が不要であると、厚生労働省、  
事務局とも意見が一致している。500人以上事業所は5産業、100～499人事業  
所、30～99人事業所は1産業のみ、産業を組み替えた抽出率の推計が必要で  
ある。これで難度が甚だしく下がった。

この部分は、①「毎月勤労統計」の調査票データ、②母集団名簿である  
「2006年事業所・企業統計調査」の調査票データ、この二つのいずれかの  
データで得られる事業所数での按分が現実的な選択肢と思われる。厚生労働  
省においては、「事業所・企業統計調査」の調査票情報の利用申請を速やか  
に行い、具体的な推計に着手し、次回の統計委員会で、抽出率の組替推計の  
進捗状況について、報告を願いたい。利用申請に当たり、対応する総務省側  
の迅速な対応も願いたい。

1番目の「平成19年1月調査分の旧対象事業所の調査票データ」は、なお難  
しい問題が残る。事務局は、対象となる45産業のうち、抽出率が1の産業に  
ついては復元推計が不要であることに加え、東京都ホームページの公表デー  
タを活用することにより、製造業4産業を除く41産業で、旧事業所ベースの  
賃金を算出可能であり、残る4産業については一定の工夫による推計が必要  
であるとの結果を示している。厚生労働省は、この事務局の分析結果結論が  
妥当かを検討し、次回の統計委員会で回答を願いたい。

その上で、検討課題である①4産業の推計を、どのような方法で行うか、②  
東京都公表データと全国公表データとの平そくはどの程度取れているのか、

③一部賃金データの補完の必要があるのかどうかについて検討を進め、その結果についても併せて報告されたい。細かいところでは、事務局による検討でなお十分でない可能性があり、厚生労働省においていろいろ整理すべき点があると思われ、新たな論点がある場合には、前広に統計委員会への報告を願いたい。事務局との間の意見交換や調整が非常に重要である。この部分の克服が、早期に遡及推計を実現し、ユーザーの不便を解消するための最後のハードルであり、しっかりとした検討を願う。この部分は、データ不足を推計で補わざるを得ない。データのメーカの側は迷ってしまったり躊躇したりすると思われるが、この部分は推計であり、完璧な復元は不可能である。復元推計を反映できていない現行の公表値に比べて、どれだけ精度の高い推計ができるのかという見地で判断をし、ある意味、割り切って取り組むことが必要である。

厚生労働省は、毎月勤労統計の信頼回復が、ユーザーの利便性を確保する2004年から2011年までの遡及推計の実現可否に大きく依存していることを認識し、全力で取り組まれることを期待する。

→事務局からの資料について、我々もこういう方法でできると理解している。一方、具体的にやってみないと分からない部分はあるが、進めることで解決策は見えるようになると考え、この形で進めたい。どれが一番適正かは、検証をやりながら、委員会にお示しすることで、委員からの判断、意見、示唆を得ながら作業を進めたい。

→これで終わったわけではないものの、2月の時点からは大変な進歩であり、やればできるというところまで到達した、大変な進展である。他の委員も同じ印象を持っていると思うので、できるだけ早い段階で、かつ、できるだけ精度を高めるようにしたい。

#### (6) 「国が実施する統計調査に関する提案」の状況について

事務局（統計委員会担当室）から、資料6-1、6-2に基づき、説明が行われた。

主な発言は以下のとおり。

- ・統計データを作成する側、かつ活用する側の双方を知っている者としては、難しい判断を迫られる提案もあるが、このような形でフィードバックしていくのは大変重要である。

企業からの提案では、各省庁が似たような調査を行うことに対する意見が多いが、それに対する回答は、各省庁それぞれが調査を行っているということを前提に、調査ごとに、いかに改善したら良いかという内容となっている。各省庁としてはベストエフォートでやっているが、意見の提案者からすれば、全体のコーディネーションがなっていないという形にも見え、今後、統計の行政を含

めたコーディネーションをどうするかという本質に絡んでくる問題である。現在の形を前提とすれば、このような形できちんと対応していただいていることに感謝したい。

- ・統計ニーズだけでなく、負担軽減にも配慮し対応していくことはとても重要である。

今回、経団連に所属する企業から負担軽減方策などの貴重な御意見を多数頂いたことに感謝したい。また、各府省にも、意見への対応の検討、回答作成への協力に感謝したい。これらの意見を受け止め、対応すべきものはしっかり対応し、公的統計の日々の改善に努めていただきたい。

今回提示された回答については、総務省ホームページ（国が実施する統計調査に関する提案募集）にて公開するものとした。

改善は実際に実現することが大切である。これらの改善意見が実現するよう、統計委員会担当室は、今後、公的統計基本計画に基づき、しっかりフォローアップしてほしい。それと同時に、全体のコーディネーションの中で、どういう形で統計の調査そのものの組合せや内容について考えていくべきか、今後、司令塔としての統計委員会が考えていかなければならない問題と受け止めている。

#### （7）平成31年度統計リソースの状況について

事務局（政策統括官室）から、資料7-1、7-2に基づき、昨年7月の統計委員会の建議に沿った統計リソースの確保状況について報告が行われた。

主な発言は以下のとおり。

- ・人員については、ここ数年は統計改革の推進のために増員しているものの、地方の統計専任職員については、減少が続いている。統計委員会としても、国・地方を通じた統計リソースの確保を引き続き支援していくので、各種課題の解決のために必要なリソース確保に、今後も努めていただきたい。
- また、各府省においては、確保されたリソースを活用し、当事者意識を持って、公的統計基本計画に明記されている課題や、今回の統計の事案で明らかになった課題にもしっかり取り組んでいただきたい。

次回の統計委員会は調整中であり、日時、場所については、事務局から別途連絡する旨、案内された。

以上

<文責 総務省統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり>